

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

佐賀県知事 山口祥義

### 佐賀県規則第49号

#### 佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第11号様式</b> (第9条関係)</p> <p>(第1紙)</p> <p>略</p> <p>(第2紙)</p> <p><b>略</b></p> <p>注 1～3 略</p> <p>4 次の書面を添付してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 業務主任者が在籍していることを証する書面<u>(健康保険被保険者証の写し等)</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p><b>第11号様式</b> (第9条関係)</p> <p>(第1紙)</p> <p>略</p> <p>(第2紙)</p> <p><b>略</b></p> <p>注 1～3 略</p> <p>4 次の書面を添付してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 業務主任者が在籍していることを証する書面</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5～7 略</p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。